



発行日：平成26年3月
編集・発行：杉並区都市整備部まちづくり推進課
TEL:03-3312-2111（内線）3365



狭あい道路拡幅整備事業のご紹介

道路の拡幅は“皆のため”であると同時に“自分の命を守るため”に重要な取り組みです。

●狭あい道路って何ですか？

道路の幅（幅員）が4m未満の狭い道路を“狭あい道路”と呼びます（右図参照）。

建築基準法では建物に接している道路は幅員4m以上であることが義務づけられていますが、幅1.8m以上4m未満の道路も建築基準法上の道路として認められている場合があります（建築基準法第42条第2項の道路）。

区内道路総延長のおよそ3割、約330kmが狭あい道路です。



●狭あい道路に潜む問題点とは？



○消防車が入れない



○災害時の避難路として危険
(東日本大震災時に塀が倒れ、道を塞いだ例)



○ごみの収集車も入れない

緊急時・災害時には…

- ・緊急車両（消防車、救急車など）が入れない
- ・火災時に延焼が広がりやすい
- ・塀などが倒壊し、避難路が塞がれる恐れがある

日常生活の場面でも…

- ・人や自転車の通行が危険
 - ・車のすれ違いが困難になったり、タクシー等の車両が通行できない
 - ・駐停車のたびに渋滞を招く
 - ・清掃車の通行や収集作業が困難になるほか、小型車で回るため非効率
 - ・デイサービス等の介護サービスを利用する高齢者の送迎などにも支障がある
- …といったことが挙げられます

●建物が後退すれば問題はなくなりますか？

建物の増改築、門や塀の撤去などによって道路の幅を広げても、電柱が残っていて通行の妨げになる場合は、電柱の移設が必要です。

また、広がった場所を駐車スペースとして使用したり塀などを後退させただけで縁石等をそのままにしている場合は、広げたスペースを道路として有効に使うため改善が必要です。



電柱の移設で緊急車両の通行が可能となった例



塀等が後退しているにも関わらず、道路が拡幅されていない例

狭あい道路整備へのご協力をお願いします

ご自宅が4mに満たない狭あい道路に面している方で、次のような予定がある場合はご連絡ください！

- ・建物の新築、増改築をする場合
- ・門や塀を撤去する場合
- ・自宅前の道路を拡げたいとお考えの時
- ・自宅周辺の道路が狭くてお困りの時 など

阿佐谷南・高円寺南地区の中で、建築物の建替えを伴わずに狭あい道路の拡幅整備に協力いただける方に、塀の除却や築造の実費を助成する助成制度を設けています。

※この助成金を受けるにあたっては、必ず事前相談が必要になります。

- 助成の対象となるもの (以下のいずれかに当てはまる場合)
 - ①塀の除却
 - ②塀の除却及び築造 (※塀の築造のみの場合は助成の対象になりません)
- 助成額
 - 塀の除却 … 除却に要する経費の全額
 - 塀の築造 … 長さ1メートルにつき85,000円を限度として、塀の築造に要する経費 (長さ1メートル未満の端数がある場合、1メートルに切り上げて算定)

詳細は土木管理課狭あい道路係(区役所西棟4階)内線3473・3474にお尋ねください！

区民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

不燃化助成制度をご存知ですか？

- ・不燃化助成制度とは、区内の震災救援所周辺・緊急道路障害物除去路線沿道、阿佐谷南・高円寺南地区を対象区域として、昨年4月から行っている助成制度です。
- ・阿佐谷南・高円寺南地区で建築(増改築含む)する際、法令で耐火建築物として建てる要求のない建築物を耐火建築物として建築する場合に、250万円を助成します。
 - ※建築主に助成します
 - ※住民税を滞納していないことが条件です(法人の場合は法人住民税を滞納していないこと)
- ・活用を検討されている方は、防災まちづくり係にお問い合わせください！

今年度のまちづくりを進める会の活動内容は以下のとおりです！

今年度、まちづくりを進める会は以下の活動を行いました。

- 6月 今年度の進め方を話し合う
- 7月 「目黒巻」を使って地区の防災について考える
- 10月 地域住民による防災活動の事例を通じて、この地区で取り組めそうな活動を考える
- 12月 阪神大震災の出火原因などから出火防止対策を学び、来年度以降力を入れる事を考える

重点整備地区が不燃化特区に指定される予定です！

平成26年4月に、阿佐谷南・高円寺南地区の重点整備地区が「杉並第六小学校周辺地区」として東京より不燃化特区に指定される予定です。

不燃化特区指定後は老朽建築物の建替えなどに対して支援を行っていきます。支援内容の詳細についてはホームページ等で今後順次お知らせします。

【お問い合わせ先】

杉並区都市整備部まちづくり推進課 防災まちづくり係 担当 山田、木村
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
TEL 03-3312-2111 内線3365 FAX 03-3312-2907